
規 則

高知県特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年7月14日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第 号

高知県特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則

高知県特定非営利活動促進法施行細則（平成10年高知県規則第114号）の一部を次のように改正する。

第25条の次に次の1条を加える。

（電子情報処理組織による申請等の手続）

第25条の2 条例第32条の規定に基づき電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者は、内閣府の所管する内閣府本府関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成16年内閣府令第19号）第4条第1項の規定による内閣総理大臣が告示で定めるところの例により、次に掲げる事項を当該申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力して申請等を行わなければならない。

（1）申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項

（2）申請等を書面等により行うときに添付すべきこととされている書面等又は電磁的記録に記載され、若しくは記録されている事項又はこれらに記載すべき若しくは記録すべき事項（前号に掲げる事項を除く。）

2 法、条例等の規定により同一内容の書面等を複数必要とする（副本又は写しを正本と併せ必要とする場合を含む。）申請等について、前項の規定により当該複数の書面等のうち1通に記載すべき事項又は記載されている事項を入力した場合は、その他の同一内容の書面等に記載すべき事項又は記載されている事項の入力がなされたものとみなす。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則

◎ 高知県特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則